

長野市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成30年4月12日

| | |
|---------|--------|
| 長野市監査委員 | 鈴木 栄 一 |
| 同 | 小澤 輝 彦 |
| 同 | 三井 経 光 |
| 同 | 池田 清 |

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成26年度 財政援助団体等監査（住民自治協議会）（26監査第 151号）分

| 指摘事項 | 当初措置状況 (27年度) | 平成28年度の措置状況 | 平成29年度の措置状況 | 担当課 | |
|--|--|--|---|--|----------------|
| <p>第6 意見 1 住民自治協議会への効果的財政支援について (報告書11ページ)</p> | <p>住民自治協議会の活動に対する支援のため交付された、地域いきいき運営交付金、地域やる気支援補助金、やまざと支援交付金、住民自治協議会自立支援補助金を監査の対象とした。 地域いきいき運営交付金については、主に活動費及び事務費として全32 地区の住民自治協議会に、合計約2億9千万円が交付されている。住民自治協議会は、当該交付金を主な財源として、住民合意により、地域の特性をいかした事業を行っている。 また、住民自治協議会自立支援補助金は、全地区で事務局長が雇用されたことで、事務局機能の強化、役員の負担軽減や住民自治協議会の継続性の確保に一定の効果が見られた。当該補助金は、平成27 年度からは地域いきいき運営交付金に統合されることとなっている。 住民自治協議会の活動を支える主な財源であるこれら2つの交付金等を統合することで、活用の自由度が高まる一方、活動内容や住民に対する説明責任も重くなってくることを認識しておかなければならない。 やまざと支援交付金は、人口減少や少子・高齢化の進行が顕著な中山間地域が抱える課題解決のための事業に対し支援しているが、草刈りや側溝土砂清掃等、生活道路の維持管理に活用している地区が多く、地域いきいき運営交付金の補完的役割を担っているのが現状である。 所管部局においては、地域が実情に応じて柔軟に活用できるよう、やまざと支援交付金をはじめとする個別の補助金等について、交付目的に対する効果の検証を引き続き行うとともに、地域いきいき運営交付金の算定基準の見直しによる一括交付金化など、総合的に、より効果的な支援のあり方を引き続き検討する必要がある。 また、地域やる気支援補助金については、地域の安全啓発、文化伝承等、各地区の特色をいかした積極的な活動に対して支援している。事業を通して広く地域住民の参加を促進し、地区活動への関心の醸成に効果を上げているが、事業提案数が減少傾向にある。事業提案の書類作成やプレゼンテーションの準備などの負担が大きく、住民自治協議会からは活用しにくいという意見もあることから、選考方法や補助内容を見直し、活用しやすい制度となるよう検討する必要がある。</p> | <p>地域いきいき運営交付金は、平成27年度から住民自治協議会自立支援補助金等を統合することから、事業計画や予算執行にあたり、交付金の使途を明確にするため、住民自治協議会だより等で、住民への説明責任を果たせるように、指導・助言する。 やまざと支援交付金は、中山間地域の固有の課題について、住民要望の応じ、取り組んでいるものである。地域いきいき運営交付金への統合については、長期的な視点で検討していく。 地域やる気支援補助金の採択については、住民自治協議会の負担軽減を図るため、選考方法を公開プレゼンテーションから選考委員会によるヒアリングに改めるとともに、多くの事業を採択するため、補助限度額を100万円から70万円に引き下げ、活用しやすい制度となるよう、見直しを行った。</p> | <p>地域いきいき運営交付金の使途については、各地区住民自治協議会の総会資料に掲載されており、必要に応じて住民に開示できる状況が整えられている。 また、活動内容についても、各地区住民自治協議会の広報誌に掲載する等、住民への説明責任は果たされている。 やまざと支援交付金については、28年12月に中山間地域連絡会から、地域いきいき運営交付金への一括化の要望書が提出されたことを受け、両交付制度の設置経過や目的の違いを踏まえ、一括化に向けて財政課と協議したが、今回は受け入れられなかったため、今後引き続き財政課と協議していくこととしたい。</p> | <p>地域いきいき運営交付金の使途については、各地区住民自治協議会の総会資料に掲載されており、必要に応じて住民に開示できる状況が整えられている。 また、活動内容についても、各地区住民自治協議会の広報誌に掲載する等、住民への説明責任は果たされている。 地域やる気支援補助金については、補助金の見直しを図る中で、市民公益活動団体を補助対象とした「ながのまちづくり活動支援事業」へ統合した。 やまざと支援交付金については、持続可能なコミュニティづくりや暮らし続けられる生活環境に維持の観点から、共助機能の維持拡大の支援は必要である。また、中山間地特有の課題について、地域住民が主体的に取り組み実施することは、市が直接事業を行うより効率的で継続的な実施が可能であるため、本事業を継続して実施する。</p> | <p>地域活動支援課</p> |
| <p>第6 意見 2 都市内分権の充実に向けて (報告書10ページ～11ページ)</p> | <p>住民自治協議会は、第一期都市内分権推進計画のもと、平成18 年度に設立された若槻地区住民自治協議会を皮切りに平成21 年度までに全32 地区で設立された。平成22 年度からの第二期計画においては、都市内分権の担い手である住民自治協議会の活動に対し、補助金の一括交付金化、職員による支援体制の強化など、人的・財政的支援の強化が図られてきた。 このような取組の中、住民自治協議会を対象とする監査は、平成24 年度から開始し、今年度で全32 地区が終了した。 住民自治協議会では、各地区において作成された会計処理や旅費に関する規程等に基づき事務が行われており、徐々に定着してきていることを確認した。また、他地区の事例を参考にしたり、地域の実情や特性に応じて見直しを進めるなど、積極的に事務改善を図っている事例も見られ、自分たちの地域は自分たちでつくるという意識を持って、まちづくりに取り組んでいることが感じられた。 一方、まだ一部で地区の実情が反映されていない規程等が見られるなどの課題も見られた。 住民自治協議会においては、今後とも自主的・自立的な活動を継続するとともに、規律ある事務処理のもと、地域の特性をいかした特色あるまちづくりを進める必要がある。 また、所管部局においては、高齢化や人口減少による役員の担い手不足等、各地区が抱える課題を共有し、住民自治協議会の活動が自立して継続できるよう、活動内容の見直しや組織の効率化、住民自治協議会相互の連携、行政連絡区の再編など、課題解決に向けたきめ細かな指導・支援が不可欠である。 平成27 年度からは、第三期都市内分権推進計画のもと、住民自治は次段階へ進むこととなり、都市内分権の担い手である住民自治協議会の組織の充実により、住民自治協議会活動が持続可能な住民活動として定着することをめざしている。住民自治協議会が、その機能を十分発揮され、地域の発展に結びつくことを期待する。</p> | <p>会計処理に関しては、支所長(地区活動支援担当)が必要な助言を行うとともに、地域活動支援課職員が訪問し、出納関係書類や会計事務処理等について確認の上、指導・支援を行っている。 地区ごとに作成した会計処理等の規定については、指摘のとおり一部で事務処理に即していないものなどが見られるため、透明性、説明責任が確保される範囲で、実情に応じた内容に見直ししていくよう継続的に助言していく。 各地区が抱える課題や住民自治協議会の活動の課題について、新たに設置する住民自治協議会連絡協議会の中で、検討していく。</p> | <p>会計処理に関しては、住民自治協議会を訪問し、会計処理規程等の策定状況、会計処理内容の確認を行い、処理方法の見直しや規程の修正について、指導・助言を行った。 各地区が抱える課題については、地区活動支援担当や、新たに任命されたきらめき隊員により、課題の掘り起こしや共有、解決に向けての支援を行った。 役員の担い手不足、行政連絡区の再編などの長期的な課題については、引き続き解決に向けた支援をしていく。</p> | <p>会計処理に関しては、支所長(地区活動支援担当)が必要な助言を行うとともに、地域活動支援課において住民自治協議会事務局職員を対象とした研修会やアンケート調査を行うなど必要な指導・助言を行っている。 また、各地区が抱える課題については、地区活動支援担当のほか平成28 年度から各支所に配置している地域きらめき隊員により、地域課題の掘り起こしや共有、解決に向けての細かな指導・支援を行うことができる体制となっている。</p> | <p>地域活動支援課</p> |